平成29年度八丈町団体集客事業(概要)

貸切バス使用料の30%を補助をする事業です

■事業内容

島内貸切バス使用料の30%を補助をします。

■対象期間

平成29年4月3日から平成30年3月20日まで。

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)を除きます。

※ツアーが補助対象外期間にまたぐ場合でも、対象日については補助を行います。

■補助条件

以下の条件をすべて満たす場合に補助対象となります。

- ・ツアー参加人数が 10 名以上であること。
- ・島内宿泊施設に1泊以上するツアーであること。
- 八丈町から助成等の補助を受けていないこと。

■支払いまでの流れ

①ツアー実施後2ヶ月以内に、バス事業者へ、バス使用料のお支払いをお願いします。

(但し、平成30年4月末日を納入期限とする。)

- ②ツアー実施後1ヶ月以内に、八丈町へ、実績報告書のご提出をお願いします。
- ③バス使用料のお支払い・実績報告書の確認後、八丈町からツアー実施事業者様へ、補助金をお支払いします。

